

「喫煙者率に対する数値目標」について(総論)

喫煙者率に対する数値目標につきまして、弊社といたしましては、未だ国民全体の意見が統一されていない中、こういった数値の設定には慎重であるべきと考えます。

これから、「喫煙者率低下の数値目標の設定」につきまして、①合理的根拠があるのか、②他のリスク要因とバランスが取れているのか、及び③政策整合性について、という3点から、数値目標設定の問題点をご説明いたします。

規制合理性の欠如について

まず、弊社といたしましては、喫煙者率に対する数値目標を設定することには、そもそも合理的な根拠に欠けていると考えております。

喫煙者率と、いわゆる喫煙関連疾患との関係を見てまいりますと、日本の喫煙者率は長年にわたり、大幅に低下してまいりましたが、その一方で、これら疾患は顕著に増加いたしました。

代表例といたしまして、「肺がん」を見ますと、

過去50年余りの間に、男性喫煙者率がほぼ半減したのに対し、女性喫煙者率は横這いと、異なる推移を示しています。

他方、この期間の肺がんの年齢調整死亡率は、男性・女性ともに10～15倍程度と、いずれも大幅に増加いたしました。このとおり、

喫煙者率の低下が肺がんの減少をもたらさなかったこと、そして、

男性・女性間で、喫煙者率の推移は異なる傾向を示しているにもかかわらず、肺がん死亡率の増加傾向は一定であったこと

を、過去の歴史が示しています。

この事実から、弊社としては、疾病の予防を目的として喫煙者率低下の目標を設定することの合理的根拠は疑問であると考えます。

なお前回、喫煙者1人当たりの喫煙本数の増加が、喫煙関連疾患の増加と関係がある旨のご指摘もございましたが、この点につきましては、

まず、長年にわたりたばこの低ターレット化が進んできており、単なる本数の比較でなく、そういった要因も考慮の上で検討されるべきであること、また、

そもそも多量喫煙が問題であるということであれば、これは喫煙者率とは無関係であり、そういう多量喫煙者に対し直接啓発する、といった対策を検討すべき

であると考えます。

他のリスク要因との間のバランスの欠如について

次に、他のリスク要因との間のバランスが欠如しているという点をご説明申し上げます。

この点につきましては、前回の部会におきましても、

「規制を行うに当たっては、様々なリスクの大きさについて科学的根拠を詰めた上で、社会的公平性や規制対象の特殊性なども踏まえ、リスクの程度に応じ、合理的な規制とすべき」

という議論であったものと理解しております。

この点に関しまして、3点申し上げます。

まず1点目に、健康に対するリスクの総合的な指標の一つとして「DALYs(ダリー、障害調整生存年 Disability Adjusted Life Years)」という概念がございまして、これは、疾病やリスク要因等が、健康にどの程度影響を与えているか、を示す指標でございます。

WHOは、喫煙の影響が4.1%であり、アルコールは4.0%であると発表しています。

すなわち、WHOの発表に拠れば、喫煙と飲酒では大きな差がない、ということになります。

次に、個別疾病としての「肺がん」につきまして、日本においては、喫煙の相対危険度は、2~4倍とされております。

肺がんにつきましては、たばこ以外にも、数々の物質等がリスク要因となっていることは良く知られておりまして、「脂肪の摂取:4~6倍、飲酒:2.2倍、運動習慣なし:2倍」等とする研究報告が発表されております。

3点目ですが、他者危害の観点から問題とされる受動喫煙につきましては、前回部会の場でデータをお示したところでございまして、統計的誤差の範囲を超えてリスクを認めている論文

は少数であり、示されたリスク比につきましても 1.2 前後程度と、低い値になっています。

これに対し、同様に他者危害が言われております自動車の排気ガスについては、肺がんの相対危険度が 1.5～2 倍程度であるとの研究報告が発表されております。

以上から、弊社といたしましては、たばこ・喫煙のみに焦点を当てて厳格な規制を行おうとすることは、明らかにバランスを失するものであり、不適切であると考えます。

また、国民全体の健康増進を目指す観点から見た場合、喫煙のみに焦点を当てることは、他の、重要なリスク要因から目を逸らしてしまうことになり、却って本質的かつ有効な健康増進策を遅らせてしまう、といったことに繋がるのではないかと危惧しております。

政策整合性について

最後に、これまでの政策との整合性の観点から、ご説明申し上げます。

喫煙者率に対する数値目標につきましては、前回この部会の場合でも申し上げましたが、弊社といたしましては、喫煙という、成人個々人の合法的な趣味嗜好の世界に、行政が強制的に数値を示して介入・誘導することは問題であると考えています。

たばこ事業法は、「我が国たばこ産業の健全な発展...を目的とする」としており、ここでいう「我が国たばこ産業」には、葉たばこ耕作者、及びたばこ販売店等多数の関係者の方々が含まれております。

これら多数の方への十分な配慮が論じられないまま、喫煙者率低下の数値目標を定めることは、問題があると考えます。

結論

以上申し上げた理由から、弊社といたしましては、喫煙率低下の数値目標を設定することには慎重であるべきとの立場でございます。

(了)